

外務省 平成27年の地方からの提案等に関する対応方針に対するフォローアップ状況

管理番号	提案区分		提案事項 (事項名)	求める措置の具体的内容	具体的な支障事例、地域の実情を踏まえた必要性等	根拠法令等	制度の所管・関係府省庁	提案団体	各府省からの第1次回答	各府省からの第1次回答を踏まえた提案団体からの見解	
	区分	分野								見解	補足資料
319	B	地方に対する規制緩和	教育・文化	JETプログラムの特に優れていると認められたALTの任用期間の要件の撤廃	(財)自治体国際化協会が実施するJETプログラムの特に優れていると認められたALTの任用期間の要件を撤廃すること	現在、ALTの任用期間は、JETプログラム任用団体マニュアルにより、特に優れている者でも最長5年と定められている。特に優れていると認められたALTについては、自治体の判断で5年を超えて再任用できるよう、期間の要件を撤廃すべき。	JETプログラム任用団体マニュアル 募集要項	福井県 総務省、外務省、文部科学省	JETプログラム参加者がプログラム終了後に任用された地域に自発的に留まる場合、プログラム参加当時の任用団体が自らの財政負担により当該終了者を任用することは可能である。 JETプログラムでは、日本のことを直接知ってもらう人材を増やす交流プログラムである趣旨から任用期間に上限を設けていますが、小学校英語の充実等のための地方自治体の基盤を踏まえ、通常3年、勤務実績、経験・能力が特に優れた者については5年まで更新できるよう見直しをいたしました。 今後、JET-ALTの活用状況調査を実施し、当該調査の結果を踏まえ、小学校英語の早期化や地域の国際化に対する対応について、任用期間の延長もきめて検討を行い、必要な措置を講じて参りたいと考えています。	小学校における英語の教科化、中学校や高等学校における異文化活動の高度化等の英語教育改革の現状等を踏まえ、予定されているALTの活動状況調査を早期に実施し、更なる任用期間の延長に向けた積極的な検討を行い、必要な措置を講じていただきたい。	

外務省 平成27年の地方からの提案等に関する対応方針に対するフォローアップ状況

管理番号	<新規共同提案団体及び当該団体等から示された支援事例(主なもの)>	全国知事会・全国市長会・全国町村会からの意見	提案募集検討専門部会からの主な再検討の視点(重点事項)	各府省からの第2次回答	平成27年の地方からの提案等に関する対応方針 (平成27年12月22日閣議決定)記載内容 ※平成26年対応方針(平成27.3.30閣議決定)に記載があるものは当該後者を<平成26>として併記 ※平成28年対応方針(平成28.12.20閣議決定)に記載があるものは当該後者を<平成28>として併記	対応方針の措置(検討)状況		
					措置方法(検討状況)	実施(予定)時期	これまでの措置(検討)状況	今後の予定
319	甲府市、大田市、岐阜市、長岡市、八幡平市、熊本市	<p>【全国市長会】 提案団体の意見を尊重された。</p>		<p>JETプログラム参加者がプログラム終了後に任用された地域に自発的に留まる場合、プログラム参加当分の任用団体が自らの財政負担により当該終了者を任用することは可能です。</p> <p>JETプログラムでは、日本のことを直接知ってもらう人材を増やす交流プログラムである趣旨から任用期間に上限を設けていますが、小学校英語の充実等のための地方自治体の要望を踏まえ、通常3年、勤務実績、経験・能力が特に優れた者については5年まで更新できるような見直しをします。</p> <p>JET-ALTの活用状況調査を今年度実施し、当該調査の結果を踏まえ、小学校英語の早期化や地域の国際化に対する対応について、任用期間の延長も含めて検討を行い、必要な措置を講じて参りたいと考えています。</p>	<p>【再掲】 【外務省】 (1) 語学指導等を行う外国青年招致事業(総務省及び文部科学省と共管) 語学指導等を行う外国青年招致事業における外国語指導助手(JET-ALT)の任用期間については、JET-ALTの活用状況調査の結果を踏まえ、小学校の英語教育の早期化や地域の国際化への対応の中で、延長も含めて検討し、平成28年度中に結論を得る。その結果に基づいて必要な措置を講ずる。</p>	<p>○JETプログラムは、我が国と諸外国との相互理解を促進することにより日本の地域の国際化促進に資する交流プログラムである。また、JET参加者は、日本への関心や地域の国際化交流活動に参加する意欲を有する者として、本プログラム終了後、日本と母国の架け橋となることが期待されている。このような趣旨から本プログラムは、制度上、任用期間の上限を原則3年までとし、例外的に加入(2年(累計5年))での更新を可能とした上で、プログラム参加期間中には、JET参加者への各種サポートも実施している。</p> <p>○任用期間の上限これ以上延長することは、前述の交流プログラムの趣旨とは異なるものであるため、任用期間の上限を満了した際には、新たなJET参加者を招致することが望ましい。このことから、JET-ALTの任用期間の延長等は困難である。</p> <p>○なお、平成27年度に実施したJET-ALT活用状況調査では、累計任用期間の上限の延長等を希望するとの回答は一部に留まるものであった。</p> <p>○また、ALTの任用については、各自治体の職数により実施される中、JET-ALTとしての任用期間上限を満了した者を引き続き独自に任用する自治体も見られる。</p> <p>○文部科学省では、このような取組も踏まえつつ、5年の任用期間を満了した者を、英語教育のさらなる充実のために、ALT等として独自に任用しようとする自治体に対して例えば、</p> <ul style="list-style-type: none"> ・引き続き独自に任用する場合における支援の検討 ・教員として任用することができる特別免許状制度の活用を促すこと <p>を行っているものとする。</p>		